

確定申告をしま

町県民税・所得税などの申告は お早めに！
「今年も確定申告の時期となりました。 3月に入るとたい

【問合せ】町・県民税	税務課	☎63-2111 内線261～263
	小田原税務署	☎35-4511
所得税など	青色申告会	☎24-2613

【受付期間・会場・時間】 2月18日(月)から3月17日(月)まで

- 湯河原町役場(第2庁舎3階会議室)
9:00～11:30、13:00～15:30(土日などを除く) ※2月24日(日)は申告受付を実施
- 小田原税務署
8:30～17:00(土日などを除く) ※2月24日(日)、3月2日(日)は申告受付を実施
- 納税センター・青色会館5階大ホール(旧・県合同庁舎)
9:00～17:00(1月25日(金)から3月17日(月)まで土日なども業務を行います)

【申告に必要なもの】

- ① 申告書
- ② 印鑑(認印)
- ③ 昨年中の所得を証明するもの
(給与所得者は源泉徴収票。事業及び不動産所得者は、収入、必要経費を明らかにできるもの)
- ④ 生命保険・地震保険・旧長期損害保険などの支払い証明書
- ⑤ 国民健康保険料・介護保険料などの納付額が確認できるもの
《医療費控除を受ける場合》
 - ・平成19年中の領収書(必ず、医療機関ごとに集計しておいてください。)
 - ・健康保険、生命保険会社から治療、入院に係る給付金を受けた場合は、その額の分かるもの《住宅借入金など特別控除を受ける場合》
 - ・必要書類については、小田原税務署又は税務課までお問い合わせください。

※初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方は、税務署での申告となります。

【住宅借入金等特別税額控除申告書】

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある方は、平成20年3月17日(月)までに**住宅借入金等特別税額控除申告書**を提出してください。確定申告を行う方は申告書と同時に提出し、年末調整のみの方は源泉徴収票を付して町へ提出してください。総務省のホームページで簡単に計算できます。<http://www.soumu.go.jp/>の税源移譲の項目

《小田原税務署

国税電子申告・納税システム(e-Tax)

国税の申告や納税、法定調書などの提出が、税務署に出かけなくても、自宅やオフィスでできる便利でうれしいサービスです。

平成19年分の所得税の確定申告をe-Taxで申告すると、次の利点があります。

- ① 国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書(贈与税は除く)を直接送信(提出)することができます。
 - ② 電子証明書を添付して申告すると、最高で5,000円の税額控除を受けることができます。(平成19年分又は20年分のいずれか1回)
 - ③ 源泉徴収票や医療費の領収書などの第三者作成書類の添付書類が省略できます。
 - ④ 還付されるまでの期間は、通常6週間から3週間程度へ短縮されます。
- ※詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

<http://www.nta.go.jp>

所得税・事業税・住民税の申告相談

【日時】2月13日(水)13:30～16:00

【会場】役場第2庁舎3階会議室

【対象】所得税・事業税・住民税の申告をされる方

※譲渡所得のある方は、税務署で申告して下さい。

